台湾	Yieh United Steel Corp. Walsin Lihwa Corp. Tang Eng Iron Works Co., Ltd. Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd. CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD. TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD. Yuan Long Stainless Steel Corp. Tung Mung Development Co., Ltd. China Steel Corporation Chung Hung Steel YC INOX CO., LTD. Ton Yi Industrial Corp.

○厚生労働省告示第二百一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「法」という。）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第四項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一　法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千九百五十円以上五千三百四十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　五千三百四十円以上一万三千百四十円以下（法第十六条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、五千三百四十円以上一万千八百円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千九百五十円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万六千九百四十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万七千七百四十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万六千百十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万四千五百十円

○厚生労働省告示第二百二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千三百九十一円に変更し、雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十一号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○厚生労働省告示第二百三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十八万六千九百二十二円に変更し、令和七年八月一日以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用し、雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（令和六年厚生労働省告示第二百五十二号）は、同年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○防衛省告示第百六十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。

令和七年七月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　陸上自衛隊勝田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
茨城県ひたちなか市	茨城県ひたちなか市	勝倉三千四百三十三番地 大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。） 大字武田（次の図面に示す部分に限る。） 青葉町（次の図面に示す部分に限る。）、石川町（次の図面に示す部分に限る。）、大字勝倉（次の図面に示す部分に限る。）、大字武田（次の図面に示す部分に限る。）、平一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、表町（次の図面に示す部分に限る。）、春日町（次の図面に示す部分に限る。）並びに大成町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十一条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件（令和六年厚生労働省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正し、令和七年八月一日以後の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定について適用する。ただし、同年七月以前の支給対象月における育児時短就業給付金の額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

本則中「四十五万九千円」を「四十七万一千三百九十三円」に改める。